

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

令和六年埼玉県告示第四百三十号で公示した公共測量は、令和六年五月三十日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕